

スマート農業イノベーション推進会議 設置要領

令和 7 年 6 月 27 日

1 名称

農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律（令和 6 年法律第 63 号）第 6 条第 1 項に基づき、生産方式革新事業活動及び開発供給事業の促進に関する基本的な方針の第 3 に規定する「関係者から構成される協議会」の名称は、スマート農業イノベーション推進会議（以下「会議」という。）とする。

2 趣旨・目的

農業者の減少下において生産水準が維持できる生産性の高い食料供給体制を確立するためには、農作業の効率化等に資するスマート農業技術の活用と併せて生産方式の転換を進めるとともに、スマート農業技術等の開発・普及を図ることで、スマート農業技術の活用を促進する必要がある。

このため、農業分野に限らず、多様なプレーヤーが参画することにより、スマート農業技術の開発及び普及の好循環の形成を推進し、スマート農業技術の活用の促進の取組を加速化させることを目的とする。

3 活動内容

2 に定める目的に資するため、

- ① 食料システムの各関係者からのニーズや課題の吸い上げ
- ② スマート農業技術に係る情報の収集・共有・発信
- ③ スマート農業技術に係る各関係者の連携を促進するためのマッチング支援
- ④ スマート農業技術を活用できる人材を育成するための研修会等の実施
- ⑤ スマート農業技術等に係る業界横断的な課題に対応するための検討会の実施
- ⑥ その他会議が定める活動等を行う。

4 組織及び会員等

（1）運営委員会

本会議に、運営委員会を設置する。運営委員会の職務、構成等は、別に定める。

（2）事務局

会議に係る運営事務は、農林水産省大臣官房政策課技術政策室及び国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構本部スマート農業施設供用推進プロジェクト室が行う。また、事務局としての事務の一部を外部の機関に委託することができる。

（3）会員

会員は、次のいずれにも該当する者であること。

- ① 2 に定める目的に賛同し、3 の活動に協力すること。
- ② 会議で共有された情報について、知的財産の保護に留意しながら活用することに同意すること。
- ③ 反社会的勢力に該当せず、かつ、反社会的勢力と関わりを持たないこと。
- ④ 本邦に事業の拠点を有していること。

（4）会員の種別

会員は、次の 2 種とする。

- ① 個人会員
・生産者又は大学若しくは公的研究機関の研究者等
- ② 法人・団体会員
・個人会員以外の組織又は団体

（5）入退会

- ① 入会しようとする者は、入会届を提出し、事務局に受理されること。
- ② 会員が次のいずれかに該当する場合は、退会とする。
 - ・事務局に退会届の提出があったとき。
 - ・所在不明となり、事務局から連絡がとれないとき。
 - ・会員であることが著しく不適當であると事務局が判断したとき。

(6) 会費

会員の会費は無料とする。

5 その他

(1) この設置要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、運営委員会で決定する。

(2) 事務局は、設置要領を変更したときは、速やかに会員に周知する。